平成31年3月31日 号 外 \bigcirc \bigcirc 岡 公 布 峃 Ш した条例の 県 山 税 条 例 解 【 条 目 \mathcal{O} 県 解説 部 を改正する 公 説 例 次 報 条 例 発 行 総務学事 税 畄 務 担 Щ 課 当 県 課 課 (室) 目 次 担 当 課 (室)

Ш 方自治 県税条例 法 0 (昭 部 和二十二年法律 を改正する条 上第六十 例をここに公布する -七号) 第百七十 九 条第一 項本文の規定により知事 が 処分した

一年三月三十 Н

知 事 原 木 太

第四十

Ш I 県税 条例 0 一部 を改正 する条例

に掲げる寄 項の次に次の一項を加える おお いて が 県税条例 附金 「都道府県等」 の二第一項中 「特例控除対象寄附金の ごを (昭和二十九年岡 「前項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、 とい 「第一号に掲げる寄附金」 う。) 山県条例第三十七号) を加え、 額の合計額が」 同条第二項中 に改め、 を「特例控除対象寄附金」に、 0) 一部を次の 「前項」 同項第 同項を同条第三項とし、 ように改正す を「第一項」に、 号中 別区」 同 0) 項第 に 同

号外

に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するも るものをいう。 附金を支出した者に対 大臣が定める基準 項 特例控除対象寄附金とは、 であ 以下この項において同じ。)を提供する場合には、当該基準 つて、 (都道府県等が返礼品等 して提供する物品、 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係 同 .項第一号に掲げる寄附金 役務その他これらに類するも (都道府県等が第一号寄附 以 0 下この項に 金 のとし の受領に伴 及び次に掲げ お 7 総務大臣 る基準と て こい当該 「第 る基準) Lが定め 第 て総

岡山県公報

- 寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。 て総務大臣が定めるところにより算定した額が、 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の いずれも当該都道府 調達に 県等が受領する当該 要する 用 \mathcal{O} 第
- 百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報 県条例第 第百九条の三中 れる役務その 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内にお 八号)第三条第一項の規定により同 他これらに類するもの 「岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 、 つ、 地方税共同機構を経由し であ って 項に規定する電子情報処理組織を使用し て」に改める。 、総務大臣が定める基準に適合するも V て生産され た物品又は (平成十 て」を「法 $\tilde{\mathcal{O}}$ 六年 岡 Ш

平成31年3月31日

する軽自動車等」に改める。 百十三条第三項中 ·「道路 |運送車両法第三条の 軽自動 車 を 「法第四 百 四十二条 \mathcal{O} 二第

同項を同条第二項とし、 十二項」 則第六条の三の二第一項中 則第六条の三の三第 を「第十七項」 表附 下に 則第六条の三の二第二項第二号の項を削 「又は同条第十四項に規定する特 に改め、 同条第四 項の表附則第六条の三の二第一項第一号の項中 「平成四十三年度」 同条第二項を削 項中 「第四十一条第三項第二号」を ŋ 別特定取得」を加え、 同条第三項中 平成 兀 同条第二項中 十五年度」 「第一項の」 「第四十 に 「第十二項」を「第十七項」 同項を同条第三項とする。 「第六項まで 改 を「前項 8 条第五項」 同 項第 の規定の」 \hat{O} め

九項」に改 九 パ項まで の規定の」 に、 「前条第四項」 を 「前条第三項」 に改 め 同項 \hat{O} 表中 「第六項」 を 第

三条の二第三項第一号」に改める。 を「第三十三条の二第三項に」 特例控除 附則第六条 象寄附金」に改め、 \mathcal{O} 兀 中 同 条第二項第二号」を に、 同条第一 「同条第一 一号及び 同 第二号中 項第一号 条第三項第二号」 に掲げる寄附金」 「第三十三条の二第二項第 に、 「第三十三条 を 「同条第二項 号」 の二第二項 に 規定する 「第三十

三十三条の二第二項第一号」を「第三十三条の二第三項第一号」 附則第六 条の五中「第三十三条の二及び」 を 「第三十三条の二第一 に改める 項及 び 第三項 並 び

号外

支出 象寄 三十三条の二第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに」を「第三十三条の二第一項中 あるのは 同条第三項及び」に、 り計算した金額に相当する部分を除く。)」と、 同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令で定めるところ に充てられたもの 附金」とあるのは「次に掲げる寄附金(租税特別措置法第四条の五第一項の規定 |則第六条の六中「第三十三条の二及び」 「特例控除対象寄附金」に、「当該寄附金」を「当該特例控除対象寄附金」 (同項の 規定の適用を受けた同項に規定する利子等 「掲げる寄附金」とあるのは、 として令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」と、 を「第三十三条の二第一項及び第三項並 「に特例控除対象寄附金」とあるのは 「掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附 \mathcal{O} 金額のうち当該特例控除対象寄 に改め 「に特例 の適用を受けた び に - 「次に 金 . 掲げ \mathcal{O} 対

岡山県公報

三条の二第一項及び第三項の」に改め、 規定する特例控除対象寄附金」 第三項」に改め 則第八条第一項中 「第三十三条の二第一 に、「におい 同条第二項中 ては」を「には」に、「第三十三条の二の」 項第一号に掲げる寄附金」 「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の二 を 「第三十三条の二第二項に を「第三十

則第十条第三項第三号及 び第十 __ 条の二第三項第三号 单 同 条第二項」 を 同条第三 項 改 X

平成31年3月31日

則第十]則第 条の二の六第三項第三号中 条 \mathcal{O} 四第二項第三号及び第十二条第三項第三号中 同 条第二項中」 を 「同条第三項中」 同条第二項」 を 改 同 ある 条第三項 改

年七月一日 に改める。 則第十四条 則第十七条第一項中 から平 \bigcirc 成三十一年三月三十一日」を 七 中 「平成三十 「その 他 これに類するも 年三月三十 一月 平 Ō -成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十 として省令で定めるもの を 「平成三十三年三月三十 旦 削 り、 「平成 改 8 二十三

則第十七条の二、 を「平成三十三年三月三十一日」に改め 七条の二の二第一 項及び第 Ł 条 0) 一の三第 項 中 平 -成三十 一年三月三

の二第二項に 則第十八条第二項中 則第十七条の 規定するガソ 五中 「平成三十一年三月三十一日」 「附則第十二条の二の二第二項各号に掲げる自動 IJ ン自動車」 に、 「第十三項」 を 「平成三十 を 「第十二項」 年九 月三十 車」 に、 を「附 「平成三十 且 則第十二条の二 改 8 一年三月三

十二条の 成三十一年三月三十一 九月三十 の二第四 一年三月三十 十三項」 日 条第五 $\frac{1}{\mathcal{O}}$ 卢 |項各 平 に、 に改め、 を 項中 号に掲げ 二第六項に規定するガソリン自動車」に、 一日」を 成三十一年九 「第十二項」 「平成三十一年三月三十一日」 「第十三項」 日」 を る自 同条第六項中 「平成三十一年九月三十日」 動車」 月三十 に、 「平成三十 「平成三十一年三月三十一日」 を 「第十二項」に、 附 Ė 「附則第十二条の二の二第六項各号に掲げる自動 Ċ. 一年 則第十二条の二の二第四項に規定するガソリ に改 九月三十日」 め、 を 同条第三項 に改め、 「平成三十一年 「平成三十 「第十三項」 に改め、 同条第七項及び第八項中 中 一年三月三十一 を「平 「第十三項」 九月三十日」 同 6条第四 を 成三十一年九 「第十二項」 項中 を「第十二項」 日 に改め 州 月三十 車 シ自 に、 則 平 第 を「附 -成三十 動 平 Ė に -成三十 則 に に、 の 二 第 年 改

号外

車新 定め 平成三十年十月三十一日)」を「平成三十一年九 項」に改め、 第二号」を「第十二項及び附則第二十一条の 号に掲げるト 旅客自 「平成三十一年三月三十一日 条第十二項中 に、「平成三十一年三月三十一日」 一号」に、「及 九十三条第一項中」 を「平成三十 日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、 三十 「平成三十一年九月三十日 「第十三項」を「第十二項」に、 以下の た 月 (車両総重量が八ト 規 る 日」に改め、 日 及 則 則第二十条第 カン 年 第 動車運送事業を経営する者がその \exists び 第五 二十 ·度以 トラック若しく 同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「及び」を「又は」に、「二十二ト カコ がを受け 6 同 __ 条第三項中 後 ラックに 一年九月三十日」に 平成三十年三月三十 項第二号」 「附則第十二条の二の四第十二項各号」を「附則第十二条の二 75 0 道路運送車 次 て 十 同条第六項中「自動 \mathcal{O} い項におい を -度分」 項 四第 日 应 あ カコ から第五項までの ンを超え二十ト 「同項中」 つては、 年 を 一項中 は車両総重量が二十ト 「平成二十 ら起算し -を経過 を (法附 に改 ・両法第四十一条」を「及び て同じ」 平 同項第二号」 「第三項第 に改め、 した日 ·成三十一年 め、 平成三十年十月三十一日)」を「平成三十一年九月三十日」 「平成三十一年三月三十一日(法附則第十二条の二の四第九 改め、 て十二年を経過 を「平成三十一年九月三十日」 則第十二条の二の 八年 日 を削 同項を同条第十二項とし、 - ン以下の 車 同条第九 に、 四月一日から平成二十九年三月三十一日」 の属する年 規定中 事業の用に供する自動 <u>(</u>) を ŋ 同条第十項中「以下この条及び附則第二十一条 に、「第三項第三号」を「次項第三号」に、 一号 -度分」 同条第七 四第二項第二号」に、「次項及び第十三項」を 「法附則第十二条の二の四第九項第一号」 及び第 トラックに ンを超え二十二トン」 「自動車又は同法第三条第 「平成三十一年三月三十一日」 月三十日」に、「第九十三条第一項中」 平 項中 L 度」 に改 成二十九 た 四第十二項第四号に掲 日 項及び第八項中 「から第十二項まで」を「及び第十 五 \mathcal{O} を め 同条」に、 項 属 - 第 あ 同項第 年度分」 す つては、 一号」を「次 Ź 0 車 年度」 同条中第十四 に改め、 「。第十三項」を「。 一号中 を「平 改 に、「平成三十一年三月三十 に、「平成三十一年三月三十 「平成三十 平成三十年十月三十一 を 8 -t げるト 一号口に規 t 「項第一号」に、 同条第十一 成三十年 同 \mathcal{O} 四第十 0 \tilde{O} を 項第二号中 項を第十三項とす 一年三月三十 平 ラッ を に -成三十 度 車新 定 改 平 クに を「同 項 項 する 分 を「同 第十 規登 各号」 0 成 を 0 第 あ を 該 項」 自 削 四第三項 同 に、 __ 日 0 項 項 年 7 第二 一項第 单 項 項第 第四 九 貸 九 車 に 同 刼 月

平成31年3月31

B

岡山県公報

基準 するも 保全 受け 超え に改 上 以降に適用 五項から第七項までを削る には平成三十年度分の自動 四項中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用され いて同じ」 量が同条」を加え、 化物排出許容限度」 という。)」を削 同項第四号中「この条」を「この号及び次項」に改め、「(次項におい 「第四十一条」 \mathcal{O} こに な め、「うち」 て定められたものに百分の百二十」 お た排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するも 出ガス保安基準 技術基準 た場合に 0 0 7 改め、 又は もので省令で定めるもの又は」を加え、「平成二十 「平成二十九年四月一日 を削 されるべきも 「平成二十一年軽油軽中量車基準」と 日条の 自動 基準 は 平成二十九 及 (以下この項及び第五項において「排出ガス保安基準」という。)」を「排出 り、 平成三十 ŋ の下に「の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきも の下に、 事が平 (以下この び同項第二号」を削り、 「により」 「次項から第六項まで」を「同項」に改め、 「第五項及び第六項」 という。)の二分の一を超えないもので省令で定めるもの又は窒素酸 に定める窒素酸化物の値で省令で定めるもの 規定によ のとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は 一年度分」に 成三十年 年度分」 車税に限 窒素酸化物 **あ」に、** 項におい を「により平成三十年十月一 ·四月 から平成三十年三月三十一日 を り、 自 改め、 「平成三十 日 7 を「平成三十二年度基準 0 当該自動 を 1動車排 「排出ガス保安基準」 排出量が平成三十年窒素酸化物排 から平成三十一年三月三十 同 「次項」に、 同項第二号中 項第三号中 出 車 年度分」 いう。)」を削 ガスに係る保安上又は公害防止その が平成三十年四月一日から平成三十 「百分の百十」を ~ に の又は同条の規定によ 日 八年 に改 第五項第三号に 以降に適用されるべ 「まで ょ という。) り、 -四月一日から平成二十 +エネルギ 8 同項第五号中 り」を「に (同項におい \mathcal{O} 同項を同条第二項と 間に 同 て「基準エネル 一月 「項を同条第三項と で省令で定 新 ま 「百分 車新規 出 ょ 消費効率に百分の で 公害防 お 許容限度の二分 て り平成三十 0 į١ 間に 「平成三十年 \mathcal{O} 第五項 <u>n</u> きもの のとし 登録 て同じ」を削 百三十」に ギー 新車 8 止 に改め を受け 他 Ś 一年三月三十 九 そ とし 第五 化 て定 新規 年三月三十 る Ļ \mathcal{O} t \mathcal{O} 消費効率」 物 ガ ベ 環 0 て定め 号に 境保全 きも た \mathcal{O} 百 \mathcal{O} 窒 \emptyset 改 ス 月 登 同 同 \mathcal{O} 「(同 素酸 5 保安 適合 日 め り、 お 出 n

附則第二十一条の五に次の二項を加える。

平成31年3月31

日

岡山県公報

号外

- 千五 免する場合にお 前条第二項の規定の適用を受ける自動車 百円」とする。 ける 同 条第二 項 0 適 用 に 0 に V 0 て 11 は て、 同 第百十三条第一 項 0 表 中 四万 項の 五千 規定により 円 あ る 0 動車 は 税 を 万
- 3 免す 二千五百円」とす 前 第三項 お 0 規 け Ź 定 同 \mathcal{O} 適用を受ける自 条第二項の 適 用 動 に っつい 車 に 0 7 は、 11 て、 同 第百十三条第 項の 表中 四万五千円」 項 \mathcal{O} 規定 に とあ ょ ŋ 自 \mathcal{O} は、 車 税 を 万 減

則第二十二条の 第二十二条の三第一 成 「(同項」 三十六 に、 年三月三十 「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十 項中 項 一日 中 Ċ 「平成三十一年三月三十一 に、 次 に 以項及び お į١ 次 て 条」 は を を「には」 日 次 項 を 六年三月三十一日」 に 「平成三十六年三月三十 改 \emptyset 「平成三十一年三月三十 同 条第二項 に改める 「(次条 日 に改 第二

平成31年3月31日 岡山県公報 号外

号中 則第二十三条第二項第三号及び第五 「同条第二項」 を 「同条第三項」 に改める。 項第三号並びに第二十三条の二第二項第三号及び第五項第三

同項ただし書中

「にあつては」を

「には」に

改め

胏

(施行期日)

び第二十三条の二の改正規定並びに附則第三項から第五項までの規定は、 第六条の四から第六条の六まで、 この条例は の二の六第三項第三号、 平成三十一年四月一 第十一条の四第二項第三号、第十二条第三項第三号、 日 から施行する。 第十条第三項第三号、 第三十三条の二の改正規定並び 第十一条の二第三項第三号、 同年六月一 第二十三条及 日から施行す

個人の県民税に関する経過措置)

- の規定中 別段 平成三十年度分までの 0 定めが 0 県民税に関する部分は、 あるも のを除き、 個人の県民税に この条例による改正後の つい ては、 一年度以後の年度分の なお従前 岡 の例による。 個 。 以 下 人の 県民税について適用
- 規定は、 人の県民税につい 新条例第三十三条の二第一項及び第三項並び 平成三十二年度以後の年度分の個人の ては、 なお従前の例による。 に附則第六条の四から第六条の六まで及び第八 兵民税に 0 V て 適用し、 平成三十一年度分まで \mathcal{O}
- 新条例第三十三条の二第一項及び第三項並び つい 平成三十二年度分の 人の \mathcal{O} 県民税に限 則第六条の 欄に掲げる字句とする。 り、 第六条 次 \hat{O} 表 の上欄に 0 六 及び

支出したものに限る。)」	金」に特例控除対象寄附	附則第六条の六
日前に支出したものに限る。)の額一号に掲げる寄附金(平成三十一年六月一の特例控除対象寄附金の額及び同条第一項第	額の特別控除対象寄附金の	附則第六条の四
に支出したものに限る。)の額に掲げる寄附金(平成三十一年六月一日前の特例控除対象寄附金の額及び第一項第一号	額の控除対象寄附金の	第三十三条の二第三項
出し、これらの寄附金六月一日前に支出したものに限る。)を支控 又は第一号に掲げる寄附金(平成三十一年	除対象寄附金を支出し、当該特例控	第三十三条の二第一項

平成31年3月31日 岡山県公報 号外

	附則第八条第一項		
送付	特例控除対象寄附金	とする	に特例控除対象寄附金 (同項の規定の適用を 受けた同項に規定する 受けた同項に規定する
送付又は地方税法等の一部を改正する法律送付又は地方税法等の一部を改正する法律法付又は地方税法等の一部を改正する法律	に支出したものに限る。)に掲げる寄附金(平成三十一年六月一日前特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号	と、「限る。)」とあるのは「限り、同項のと、「限る。)」とあるのは「限り、同項のと、「限る。)」とあるのは「限り、同項のと、「限る。)」とあるのは「限り、同項のと、「限る。)」とあるのは「限り、同項の	うちこれらの寄附金

後に支出する同条第一項第一号に掲げる寄附金に 新条例第三十三条の二第二項の規定は、 県民税の所得割の納税義務者が平成三十一年六月 0 て適用する。 日以

自動車取得税に関する経過措置

新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、 同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税につ こ の 条例 の施行の 日以後の自動車 の取得に対

自動車税に関する経過措置

十年度分までの自動車税については、 新条例の規定中自動車税に関する部分は、 なお従前の例による。 平成三十一年度分 0 て適用

(岡山県税条例及び特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の 一部を改正する条例の

8 成三十年岡山県条例第八号) 岡山県税条例及び特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の一部を改正する条例 の一部を次の ように改正する。

二年を経過した日の属する年度」に改め」に改め、 項第二号の改正規定中「改め」を「、 三号」を「次項第三号」に、 条第三項から第七項まで」を「同条第二項及び第三項」に改める。 に定める年度以後の各年度分の」に改め、 一号」を「次項第一号」に、 第二条のうち岡山県税条例附則第二十一条の四第一項の改正規定中 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め」に改め、 「自動車税」を「」を「平成三十一年度分の自動車税」を「当該各号 「第三項第二号及び第五項第二号」 同項第一号の改正規定中 同条第三項から第七項までを削る改正規定中 初回新規登録を受けた日から起算し を「同項第二号」に、 「改め」を「、「もの」を 「第三項第一号及び第五項第

(解説)

0 減等の特例措置の適用期限を延長する等所要の改正を行うものである。 地方税法の一部改正に伴い、 岡山県税条例の一部を改正する条例について 環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税の税率の軽